# 請求時のルール

#### 「居宅介護支援事業者」

月末の証記載保険者番号で当月分の給付管理票を作成し介護給付費明細書 を作成し請求する。支給限度額、給付額も月末の給付管理票で管理する。

## 「介護サービス事業者」

当月の最後のサービス提供日の証記載保険者番号で介護給付明細書を作成 し請求を行う。よって広域内での異動があった場合、転出後に介護サービス を提供していないとすれば、転出前の証記載保険者番号での請求となる。

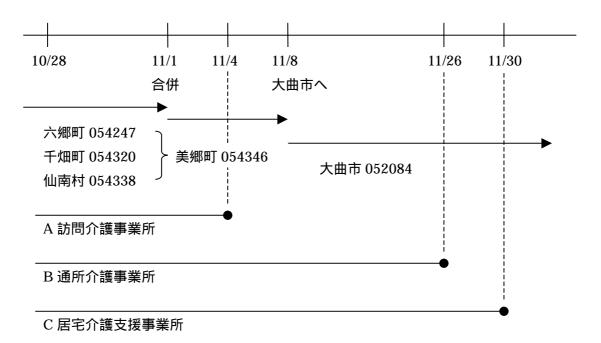
#### 「請求例」

六郷町が11/1に美郷町となり、美郷町の被保険者が11/8に大曲市へ転出した。この被保険者は、10月から週2回、訪問介護A事業所と通所介護B事業所を利用していた。11月について訪問介護は2,4日の2回だけ利用して、大曲市へ移ってからは利用しなかった。通所介護は11/3,5(美郷町)10,12,17,19,24,26(大曲市)の8回利用した。居宅介護支援事業所Cは変更しなかった。

この場合、A、B、C事業所の請求先はどこになるのか?

### 回答

A事業所は、美郷町でだけサービスを提供していたので、美郷町「054346」になる。 B事業所は、11月のサービス最終提供日は26日なので、大曲市「052084」になる。 C事業所は、11月末時点での市町村になるので、大曲市「052084」になる。

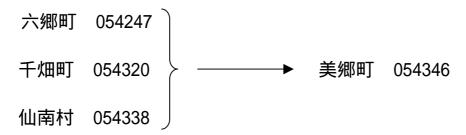


11 月以降に 10 月以前の (月遅れ)請求または過誤をする場合は、旧保険者

番号となるため、新旧両方の番号を使い分けて処理する必要があります。

# 読み替えする番号

### 1.介護保険証記載保険者番号



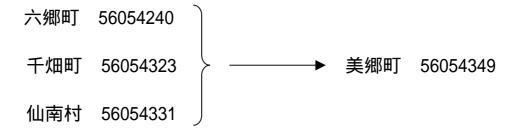
#### 【対象となる証】

- ·介護保険被保険者証
- ・介護保険標準負担額減額認定証
- ・介護保険特定標準負担額減額認定証(旧措置入所者)
- ・介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(旧措置入所者)
- · 訪問介護利用者負担額減額認定証

## 2. 訪問介護利用者負担額減額証の公費負担者番号

受給者番号は変更ありません。

法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置 現行の給付率は94%



障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 現行の給付率は97%

